

千葉地方裁判所委員会（第6回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 日 時

平成18年7月27日（木）午前10時00分から午後零時00分まで

2 場 所

千葉地方裁判所第1会議室

3 出席者

【委員】

（1号委員 5人）

青木佐登志（千葉テレビ），久保形法子（調停委員），長崎修一（日本放送協会），
林陽一（千葉大学），依田桂子（千葉市）

（2号委員 1人）

酒井正利（弁護士）

（3号委員 1人）

糸山隆（千葉地検総務部長検事）

（4号委員 2人）

中山隆夫（千葉地裁所長），滝澤孝臣（千葉地裁民事部総括判事）

【運営委員会構成員】

古田浩（千葉地裁刑事部総括判事），金澤正人（千葉地裁民事首席書記官），中井
憲一（千葉地裁事務局長），渡辺雅伸（千葉地裁総務課長），宮澤康弘（千葉地裁
総務課課長補佐）

【庶務担当者】

鹿野直人（千葉地裁総務課専門官）

4 議 事

(1) 開会のあいさつ【あいさつ要旨は，別紙1のとおり】

(2) 新委員の紹介

(3) 委員長の選任（互選）【発言要旨は，別紙2のとおり】

【選任された委員長】

中山隆夫（千葉地裁所長）

(4) 新委員長就任あいさつ【あいさつ要旨は，別紙3のとおり】

(5) 報告事項【報告要旨は，別紙4のとおり】

ア 第5回議事概要の公開について

イ アンケート調査に対する回答について

ウ 裁判員制度全国フォーラムin千葉の開催について

エ 平成18年度憲法週間広報行事の開催について

(6) 意見交換【発言要旨は、別紙5のとおり】

テーマ1「国民が利用しやすい庁舎とするための方策等」

テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

(7) 千葉地方裁判所委員会（第7回）の開催について

ア 意見交換テーマ

【了承事項】

第7回の当委員会における意見交換テーマを「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」とする。

イ 開催期日

【了承事項】

第7回の当委員会の開催日を平成18年11月6日（月）午後3時00分から午後5時までとする。

(8) 閉会のあいさつ

5 配布資料

(1) 進行次第

(2) 席図

(3) 名簿

ア 千葉地方裁判所委員会委員名簿（平成18年6月30日現在）

イ 千葉地方裁判所委員会運営委員会構成員及び庶務担当者名簿

（平成18年4月1日現在）

(4) 委員長選任についての意見

(5) 参考資料

ア 「「活発な裁判所委員会」調査」と題するアンケートの回答

イ 「裁判員制度全国フォーラムin千葉」結果と分析（効果的な広報方法の検討に向けて）

ウ 「裁判員制度についてのアンケート」結果（H18・1最高裁判所実施）

エ 新聞記事（裁判員制度全国フォーラムin千葉，出前講義）

オ 平成18年度憲法週間広報行事実施結果について（写真添付）

カ 千葉地方・簡易裁判所合同新庁舎配置計画案

キ 地裁事務棟・新庁舎・家裁棟階層ゾーニング計画案

ク 冬休み広報行事（書き初め展）についての報告（写真添付）

ケ 出前講義実施一覧表

コ 平成18年度「夏休み広報行事」開催計画について

サ 平成18年度「法の日週間」広報行事開催計画について

シ 裁判所データブック2006

ス 司法の窓（Vol. 68）

以上

(別紙 1)

(1) 開会のあいさつ

6月8日付けで千葉地裁所長に着任しました中山です。

本日は、お忙しい中を御参集いただき、お礼を申し上げます。

前任の山崎所長の急逝は、私どもにとっても大変な衝撃であり、あれだけ有能なリーダーを失ったということは痛恨の極みであり、非常に残念である。

山崎が苦心惨憺をして法制化した司法制度改革は、実施の段階を迎え、また、実施をしていく中で、「動く裁判所」を実践し、千葉地裁のスローガンとして頑張ってきた山崎の遺志をきちんと引継ぎ、精一杯努力したいと思っているので、よろしく願い申し上げます。

以上

(別紙 2)

(3) 委 員 長 の 選 任

(◎ : 委員長, ○ : 委員, □ : 司会 (滝澤委員))

□ 前委員長の山崎前所長が平成18年5月16日に急逝し、委員長が不在であるので、地方裁判所委員会規則(以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、委員長の選任について協議願いたい。

なお、本日欠席の委員から事前に聴取した委員長選任についての意見は、次のとおりである。

(欠席委員の意見)

- 従前から述べているとおり、委員長は、法曹関係者以外の者から選任されるのが望ましいと考える。
- いろいろな事務局事務もあるので、前委員長と同様に、地裁所長が委員長でよい。
- 引き続き、地裁所長に委員長をお願いしたい。
- 引き続き、地裁所長が委員長になることにつき、異論はない。
- 地裁所長を委員長とすることで、差し支えない。

(出席委員の意見)

- 地裁所長に委員長の役を引き続き担ってほしい。
- 中山委員を委員長に選任する旨の意見が多数であるので、当委員会の互選により、中山委員が委員長に選任されたこととしたい。

(全員了承)

以 上

(別紙 3)

(4) 委員長就任あいさつ

地裁委員会の良さは、実質的な提案をいただけるところである。これまでの当委員会の議事内容は事前に読ませていただいたが、非常に活発に議論されているという印象である。千葉におけるこのような活発な議論は、裁判所の運営に大いに参考にさせていただけると思う。そういう意味では、最高裁局長当時、地裁委員会設置に携わった者としてうれしく思う。

この地裁委員会を設置した趣旨は、裁判所に対するということとはもとよりであるが、むしろこれまで専門家集団であり、ギルド的でもあった法曹三者に対し、有識者の方々から改めてほしい点などにつき御意見をいただき、法曹三者がそれぞれ持ち帰って、次に活かしていくということにある。地裁委員会規則を設けるに当たっては、その点がむしろ一番大きな問題意識として、最高裁の一般規則制定諮問委員会で議論されたところでもある。

そのような趣旨を御理解の上、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以 上

(別紙4)

(3) 報 告 事 項

(◎：委員長，○：委員，□：運営委員)

ア 第5回議事概要の公開について

◎ 当委員会の第5回議事概要については、その内容について各委員の了承を得た上、下級裁ホームページに掲載するとともに、千葉社会部記者クラブ及び千葉民間放送テレビ記者クラブ加盟各社（千葉日報，共同通信，毎日，時事通信，産経，NHK，東京，読売，朝日，日本テレビ，TBS，テレビ朝日，フジテレビ，千葉テレビ）に交付する方法により公開された。

イ アンケート調査に対する回答について

◎ 本年2月に、地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京）及び司法改革大阪各界懇談会（大阪）から、「「活発な裁判所委員会」調査」と題するアンケート調査があり、調査項目がホームページで公開されている事項でもあることから、回答したので報告する。

ウ 裁判員制度全国フォーラムin千葉の開催について

◎ 裁判員制度全国フォーラムは、全国50地裁で実施されたが、「裁判員制度全国フォーラムin千葉」は、本年1月21日（土）に開催され、当日は大雪にもかかわらず400人もの方々に御来場いただいた。

エ 平成18年度憲法週間広報行事の開催について

□ 平成18年度憲法週間広報行事の概要は、次のとおりである。

(7) 本庁

広報行事「裁判員に選ばれたときのために」の開催（千葉大学大学院専門法務研究科・千葉大学法経学部，検察庁，弁護士会及び裁判所による共催）

日 時：5月11日（水）13：20～16：00

場 所：千葉大学「けやき会館」大ホール

参加者：千葉大学生等約300人

内 容：ビデオ「あなたも参加する刑事裁判～裁判員制度が始まります～」を上映した後、参加者に裁判官，検察官，弁護人などの役を割り当て、刑

事模擬裁判を実施した。

その後、法曹三者による講評、裁判員制度に関する説明及び質疑応答を行った。

無料法律相談の実施（検察庁・法務局、弁護士会及び裁判所による合同開催）

日 時：5月17日（水）10：00～16：00

場 所：「三越千葉店」地下2階特設会場

参加者：56人

広報行事「裁判員に選ばれたときのために」の開催（検察庁、弁護士会及び裁判所による共催）

日 時：5月31日（水）10：00～12：00

場 所：千葉県教育会館501会議室

参加者：約90人

内 容：ビデオ「あなたも参加する刑事裁判～裁判員制度が始まります～」を上映した後、参加者に裁判官、検察官、弁護人などの役を割り当て、刑事模擬裁判を実施した。

その後、法曹三者による講評、裁判員制度に関する説明及び質疑応答を行った。

- ◎ 広報行事を見学された委員の感想はどうか。
- 昨年夏の夏休みの広報行事である小学生の親子見学会を見ても一般の方がいかに関心を持っているかをつくづく感じた。もっとも、参加される方は、特に関心を持っている方なので、関心のない一般の方々がいかに浸透させていくかが大事だと思われる。学校や団体に出前講義に行くなどさらなる広報をすれば非常に効果的であると思う。
- ◎ 模擬裁判等の有効性については、委員の方々に議論していただき、それを実践してきたものであるが、その重要性については非常に感じている。また、法律相談については、行政と一体となったものを考えたらどうかとの提案をいただいたが、今回のものはそのような形ではなかった。本年10月から、日本司法支援センターが発足し、弁護士会がこれを全面的にバックアップをするが、支援センターに相談すればどこに行けばよいか適切な相談機関を教えてくれるというシステムである。今後、司法支援センターも含めて法律相談を実施していくことが大切であるので、どのような形でやるか今度アイデアをいただきたい。

(1) 松戸支部

a 無料法律相談の実施（検察庁・法務局、弁護士会及び裁判所による合同開催）

日 時：5月23日（火）

場 所：千葉地裁松戸支部

参加者：46人

b 出前講義の実施

日 時：6月30日（金）

場 所：松戸市立松戸第一中学校

参加者：3年生全員

内 容：裁判官による刑事裁判手続及び裁判員制度についての講義

(ウ) 木更津支部

a 出前講義の実施

日 時：5月25日（木）

場 所：袖ヶ浦市平岡公民館

参加者：セミナー受講者130人

内 容：裁判官による裁判員制度についての講義

b 講義の実施

日 時：6月9日（金）

場 所：千葉地裁木更津支部

参加者：木更津准観護士専修高等学校生50人

内 容：裁判官による裁判員制度についての講義

(I) 八日市場支部

講義の実施

日 時：6月16日（金）

場 所：千葉地裁八日市場支部

参加者：検察審査員候補者14人

内 容：裁判官による裁判員制度についての講義

(オ) 佐倉支部

出前講義の実施

日 時：6月30日（金）

場 所：佐倉市中央公民館

参加者：人権推進担当職員30人

内 容：裁判官による成年後見制度，裁判員制度等についての講義

(カ) 一宮支部

無料法律相談の実施（検察庁・法務局，弁護士会及び裁判所による合同開催）

日 時： 5 月 1 2 日（金）

場 所： 茂原市役所

参加者： 2 8 人

(*) 佐原支部

裁判員制度リーフレット等の配布

日 時： 5 月 3 1 日（水）及び 6 月 1 日

場 所： J R 佐原駅前

以 上

(別紙 5)

(4) 意見交換

(◎：委員長，○：委員，□：運営委員等)

○テーマ 1 「国民が利用しやすい庁舎とするための方策等について」

□ 千葉地方裁判所法廷棟新営に伴う同新庁舎，地裁事務棟及び家裁棟の配置計画案及び階層ゾーニング案は「千葉地方・簡易裁判所合同新庁舎 配置計画案」及び「地裁事務棟・新庁舎・家裁棟 階層ゾーニング計画案」のとおりである。なお，大きな方向性としてはこのようになっているが，今後，具体的な平面計画を立案する過程では変更する可能性もあるということをご了承願いたい。

「千葉地方・簡易裁判所合同新庁舎 配置計画案」は，敷地のうちどの部分に新庁舎を建築するかを示したものであり，既に御説明したように，地下 1 階，地上 1 0 階の建物を建築することとなっている。新庁舎の延べ面積が約 24,000㎡なので，建て面積は約 2,200㎡となり，従前の法廷棟（延べ面積は約 6,000㎡）の建て面積（約 1,100㎡）の約 2 倍の大きさとなる。

「地裁事務棟・新庁舎・家裁棟 階層ゾーニング計画案」については，前回の委員会の御意見を踏まえて検討したものである。その結果，当事者が多数来庁する簡裁及び民事関係を低層階に，来庁者の少ない刑事関係を高層階に，法廷を中層階に計画することを基本に考えている。また，将来の事件数の増加に備えて，増部にも対応可能な庁舎とするため，ある程度余裕を持った計画とすることを検討しており，そのため，地裁民事第 4 部（執行，破産，非訟部門）については，現在の地裁事務棟に計画することを考えている。

なお，前回御意見をいただいていた 1 階玄関部分のオープンスペースについては，エントランスホールということである程度の計画はできるかとは思っているが，エスカレータの設置については，費用対効果の点等で実現が困難な状況である。また，食堂については，どのような食事を提供するかは今後の検討になるが，喫茶を兼ねたようなものを 1 階に計画することを検討している。

また，家裁棟の狭隘化も進んでおり，裁判運営上支障が生じていること，そして，当庁管内においては人口の増加が著しく，それに伴った家事事件の増加も想定して，この機会に，家事部の一部を新庁舎の低層階に計画することにより，家裁の執務環境改善も図っていくことを考えている。

新庁舎の平面計画案，何処にどの部署を具体的に計画するかといった計画案については，前回ご説明したように「国民に利用しやすい裁判所」，「国民に親しみやすい裁判所」，「国民にやさしい裁判所」を基本コンセプトとして，本日の御意見をも踏まえながら検討していきたいと考えている。

◎ エスカレータの設置が難しいのは，今現在の事件数あるいは職員数であればエス

カレータを作るだけのスペースの余裕はあるが、今後、法科大学院の関係で、司法試験の合格者が毎年3,000人となり、今現在の弁護士数は、約21,000人であるが、この人数が恐らく7倍まで達するものと思われる。そうするとアメリカ型の訴訟社会という状況がある程度出てきて、刑事事件はともかくとして、民事事件が右肩上がりに増加していくのは明らかであり、10年後、20年後を見据えた時に、事件増に見合う裁判部の増部が必要になってくるが、どこに部屋を作るのか想定していかなければならない。その点も考えた上で設計していかなければ、将来、不具合が生ずることになる。もう一つは、前回議論をさせていただいた時には、地裁だけが新庁舎の中に入ることを考えていたが、家裁の方も成年後見をはじめ、調停事件などの事件数が非常に増加してきているのが実情である。現在の家裁棟の中だけで事件処理を行うことは困難な状況であることから、地裁としては、家裁も含めたオール千葉でこの問題を考える必要があり、新庁舎には家裁も入ってもらうことにした。そういうことから、必然的にスペースがなくなり、さらに費用対効果の点からも説明が難しいことから、エスカレータの設置は難しいことを御理解いただきたい。

- 当事者同士がエレベータの中で睨み合いになってトラブルを起こす可能性があるということで、エスカレータの導入を提案したものであるが、ゾーニング案を見ると法廷は下層階に設置され、1階は職員や外からも目が届くので、エスカレータの設置が無理としても問題はないと思う。
- ◎ エレベーターについては、これから検討していくことになるが、1基とか2基ではなく、相当数のエレベーターを設置することになると思われる。
- 今回のテーマは、利用しやすい裁判所ということであるが、裁判員制度を前提にすると、義務として裁判所に来る方がいらっしゃると思われるが、そういう方々に駐車場はないですとは言にくいと思われるが、駐車場のスペースとしてどれだけの範囲が確保できるのか。
- 新庁舎の建て面積が現在の2倍くらいになるので、その分、駐車スペースが少なくなってくると思われるが、中庭や庁舎の脇の辺りをできるだけ有効利用して、一般来庁者や裁判員候補者あるいは裁判員に選ばれた方々に、できるだけ迷惑はかけないようにしたい。具体的な駐車台数については、現在のところ決まってははいない。
- ◎ 1事件に50人の裁判員候補者を呼んだとして、一日に3件の事件を同時進行させることも考えられないではないので、合計で150人の裁判員候補者が来庁することになる。それ以外に一般来庁者と交通切符の当事者もいっぺんに来ることになるとオーバーフローすることは目に見えている。そうした時に、検察庁に駐車スペースをお借りするとか、あるいは、県庁にお借りするとか、裁判所としても最大限考えなければならぬことだと思っている。
- 現実には難しいと思うが、在宅の被告人のように義務として来庁しなければならない人が車で来庁して裁判所の駐車場を利用するということは、できれば排除したいが、一方、国民の中から選ばれた人達にはできるだけ配慮するといったように無駄な駐車スペースを排除できるいい方法が考えられないか。

- ◎ 来庁の目的を来庁者に聞くということは難しいところはあるが、考え方としてはよく理解できる。周辺の県庁等行政庁の協力を得ながら、駐車スペースを確保していくことが大事だと考えている。
- 来庁者が、自分が行く場所を覚えられるかということがある。また、調停の関係で当事者の待合室の確保などについてもお願いしたい。
- ◎ 申立人と相手方の待合室を別々に確保するといった御指摘を以前にもいただいているが、この点については配慮していきたい。病院の床の案内表示のように、ある部署に行くには、何色の線に従って行ってくださいという表示をしている裁判所がないかということ、札幌家裁では行っており、家事と少年を色分けしている。そのようなことも含めて裁判所のサイン計画をきちんと考える必要があると考えている。
- エレベーターホールの周辺などに、リフレッシュルーム作ってはどうか。また、喫煙スペースなどちょっと一休みできる場所が必要である。裁判で来庁する人は、いろいろな世代の方がいるので、ある程度リラックスできる場所を一階ごとに置いて、堅苦しいイメージだけではなく、柔らかいイメージを作っていくことが今後の司法に必要だと思われる。
- ◎ 裁判員は、相当な緊張感を覚えながら来られると思われるので、そういったスペースが必要だと思う。一般来庁者については、待合室の中に絵を飾るとか、雑誌を置くとか、そういうことを考えていかなければならないと思っている。
- これから、より多くの方が出入りすることになると、セキュリティをしっかりとる必要がある。
- ◎ 東京地裁では、金属ゲートを通らないと庁舎に入ることはできないようになっている。アメリカなどは、入る時には非常に厳しい態勢になっているが、あまりにも厳しくすると「開かれた裁判所」からはずれることになってしまうので、できる限りその辺のところは最小限にするという考えでこれまで対応してきた。裁判員裁判で凶悪事件が係属し、裁判員の方達が非常に怖い思いをするとか、危害が加えられる可能性があるといった場合には、制度自体が成り立たなくなってしまうので、セキュリティを含めてきちんと対応する必要がある。

○テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

- 前回の委員会以降、裁判所が実施した広報行事内容及び今後の計画等は、次のとおりである。

(ア) 冬休みの広報行事

千葉市内の小学校を対象に「書き初め作品」の募集を行い、890作品もの応募があった。所長賞の受賞者の表彰式を「裁判員制度全国フォーラム in 千葉」の会場において行った。また、応募のあった全作品を庁内に展示した。(千葉テレビのニュース番組で放送されたものを録画したビデオを再生)

(イ) 出前講義

配布資料のとおり、依頼が増えており、週に1回、月にして4回程度実施している。出前先も学校、公民館のほか、官公庁や商工会議所などとなっている。

(ウ) 今後の広報行事

a 夏休みの広報行事

7月31日、8月1日、8月22日及び23日の4日にわたり、小学生の親子を対象にし、模擬裁判などを体験してもらう行事を開催予定。各日30組60名を募集したところ、既に定員に達した。8月22日及び23日については、検察庁で実施している中学、高校の社会科の教員を対象とした教員研修とコラボレーションし、先生方に模擬裁判を見学していただき、法教育の参考としてもらうことを予定している。

b 「法の日」週間広報行事

平成18年10月6日（金）ぱ・る・るホールにおいて、千葉県法曹三者の共催で実施予定。第一部は、「労働審判制度」について裁判官が分かりやすく説明し、第二部は、裁判員制度に関するもので、模擬裁判を実施したり、広報用映画「評議」の上映などを予定している。

◎ この委員会で御提案いただいたことを、実践する形でこのような行事を実施しているが、出前講義の依頼は好調であり、嬉しい悲鳴を上げているとともに、悩ましい事態にもなっている。裁判所は、適正迅速な裁判を実現することが最大の使命であるが、段々と講師である裁判官の方がきつくなってきており、出前講義のために裁判が遅れたということになっては大変なことになる。そういったことから、主任書記官などの管理職にも広報主体となってもらって進めていかなければならないと思っている。

夏休みの広報行事であるが、裁判所がチラシを配るだけでは、なかなか集まらないが、あるマスコミが載せてくれたことによって一気に集まり、改めてマスコミの力というものを実感した。4日間の実施であるが、お時間があれば、見学いただきたい。

「法の日」週間の広報行事は、第一部で「労働審判制度」についても取り上げるが、これは、解雇や賃金不払いといった個別労働紛争関係を取り扱うものであり、裁判官のほかに経営者側（経団連推薦）と労働者側（連合推薦）からそれぞれ労働審判員として任命し、3人で話を聞き、3回の期日の中で調停案を提示し、調停が成立しない場合は審判を行うというもので、審判に対し異議が出れば訴訟に移行するというものである。この制度を報じている新聞記事の写しを配ったが、目下のところ順調に推移している。この制度のポイントは、労働者側からの委員と経営者側からの委員が、出身母体を離れて中立公正という立場に立ってもらえるかどうかということにあると考えているが、千葉の審判員は、中立を貫き、裁判所側の立場に立った発言をしてくれるということなので、非常によい出だしだと思っている。

後日、この制度の状況についてもお話できるかと思っている。第二部では、「評議」という映画を上映するが、これは、裁判員制度の中での裁判官との「評議」にスポットを当てたものであり、地裁委員会で御提案いただいた裁判員になった人を主人公にした映画を制作してはどうかということに近いものである。ぜひ一度御覧いただきたい（予告編を上映）。

◎ 配布資料の説明

「裁判員制度全国フォーラム in 千葉」結果と分析」を御覧いただきたい。全国と比較して千葉はどうかというと、3枚目の参加者の職種として会社員が多い一方、ほかの職種が少ない、例えば自営業の人が4人しかいないため、自営業のデータが果たして自営業の一般的な傾向を示しているかはなかなか言えないとも思われる。ともあれ、そのような限界もあるという前提で見ていくと、1枚目の平成17年1月の内閣府の調査で「参加したい、参加してもよい」という人が合計で25パーセント、「あまり参加したくない、参加したくない」が合計で71パーセント、全国フォーラムの方では、「参加したい」あるいは「参加するのめやむを得ない」という人が合計で84パーセント、千葉フォーラムは79パーセントと非常に高率である。これは、もともと関心のある方々がフォーラムに来られているからだと思われる。2枚目は、上の方は参加することのメリットであるが、問題は、下の方の負担を感じていることで、二大横綱と言われているものは、「裁判は難しい」と「裁判のような人の人生を左右する仕事は精神的に負担が重い」というものである。これらが急に伸びてきている。続いて「被告人や関係者に恨まれたり、脅迫や危害を加えられないか心配である」というものであるが、どうやって不安を取り除いていくかということが今後は大事だということを示している。先程、セキュリティも大事だという御意見があったが、その点についてもきちんと説明していかなければならないことを裏付けているものである。「勤務先の理解が得られるかどうか分からない」ということがあるが、会社員は、裁判員制度を支えていく最大の社会層であり、ここはきちんと理解をしてもらわなければならない。経営者に対して理解を求めていくということを広報戦略として考えていく必要がある。

次に最高裁が今年の1月に実施した「裁判員制度についてのアンケート」結果」を御覧いただくと、20歳以上の男女を対象に8,300人にアンケート行ったものであるが、有効回答者数は、5,172人、これまでは、裁判員制度についてきちんと説明しないまま意見を頂戴していたものであるが、今回は、裁判員はこういうことをやるとききちんと説明し、納得いただいた上でアンケートを実施したもので、参加意識を見ると、内閣府の調査で71パーセントの人がやりたくないと言っていたのが、今回の調査では、やりたくない人が62パーセントとなっている。最高裁のこの調査に対する評価は、やりたくないが10パーセントくらい下がったと、これは法曹三者でやってきた広報活動の結果の表れではないかとのことであるが、「参加したい」という人がどれくらい増えたかを見てみると、内閣府の調査では25パーセントであったものが、今回の調査では27パーセントとなっており、どこが増えているかということ「わからない」が増えているだけである。決して安心できる数

字ではないと言えるもので、これが実態である。裁判員として参加するのに障害事由は何かと聞いてみると、今までは「難しそう」ということであつたが、「日程調整が大変である」という非常に現実的な問題が出てきている。「日程調整が大変である」が42.6パーセント、「心理的負担」が27.6パーセントであり、この辺りを重点的に考えていかなければならない。注目すべきは、連続して裁判に参加できる日数は何日かと聞いてみると、3日以内で裁判を終わらせれば50パーセント以上の人が参加できると答えている。現在、公判前整理手続が導入され、審理期間も短くなってきている。これは、争点整理をして、審理スケジュールをきちんと立てて裁判に臨むのであるが、大半は3日以内に収まってくるのではないかと思われる。それ以上長くなるものについてはどうしていくか考えていく必要がある。また、仕事が大変だ、代わりにできる人がいないなどということは、審理期間をどうするかということにつながっていくものでもある。裁判が5日間であるときにどのようにしたらよいかを聞いたときに、連日開廷が13.5パーセント、2週、3週にわたって休みを入れてもらいたいというような回答もある。サラリーマンが、問題としているところは、会社の理解が得られないとか収入が減少するというところであるが、この点については、商工会議所から出前講義の依頼を受け、本日の午後3時から松戸の商工会議所へ行って私が話をすることになっており、先般も経済同友会で話をさせていただいたところである。先程も話したように、経営者の理解を得ることは非常に重要であり、理解を得た上で就業規則を改正してくれるようになれば変わってくると思われるし、収入が減少するという点については、日当の額をどうするかに繋がっていくことになる。次に介護者の方についてはどういう形にすれば来ていただけるか、この点については、委員会で議論していただかなければならないが、県あるいは市の方で、どういう施設があつて、どういう形で利用させてもらえるか、司法と行政とのリンクというものが強く求められている。そういうことを今からやっていかなければならないということを強く示している。裁判の進め方についてはどうですかと聞いたときに、読まなければならない記録を少なくしてほしいとか、あるいは、分かりやすい言葉にしてほしいといった意見が出ており、そういうことも重要である。これらは、模擬裁判を今後どのように進めていくかということにも繋がるものである。次に不安感を取り除くことであるが、私は刑事の裁判官を33年やってきているが、今まで脅迫されたことは一度もない。書記官も調停委員も同様と思う。安全に関する制度的な仕組みとともにこの点を広報していく必要がある。千葉における模擬裁判の実施については、全国で比べると出遅れている。それをどうするかについて、現在裁判所からも検察庁、弁護士会に提案をさせてもらっているところである。今までは、弁護士会の一部の協力を得て法曹三者だけでやってきており、その中で分かりやすい立証を検察官も弁護士も心掛けてはきたが、これからはそうなっているか、より客観的に検証する必要があるというのが模擬裁判を見た第一の感想である。今後は、法曹三者ではない方に常に模擬裁判を見ていただく、この間はこうであつたが、今回はこの点がよくなっているなどの御指摘をいただくのが千葉では一番いいのではないかと思う。長野では、地裁委員会委員の方々に、最初に模擬裁判の裁判員役をやっていただき、その上でいかに裁

判というものが専門的にすぎて分からないか実感していただき、率直なお叱りをいただいて、2回目からは、別の方に裁判員をやっていただくが、地裁委員の方々は毎回傍聴していただき、どこがよくなったかいわば毎回通信簿を付けていただくということをしていた。長野では、傍聴していただいた後に毎回地裁委員会を開催していた。また、今後は、この模擬裁判をそろそろ広報と結びつけてはどうかということもある。例えば、経営者を商工会議所から推薦していただき、裁判員役をやっていただいて実感してもらおう。商工会議所に戻ったら、こうだったと、大変だったけれどもこれは大事だと、自分たちも考えなければならないと言ってもらえれば大成功である。戦略的広報というものを模擬裁判に組み込んでいくということを考えてときに、どんな層を裁判員役の候補者にするのが有効かも議論いただきたい。10月25日、26日に模擬裁判を実施してはどうかと検察庁及び弁護士会に話をしているところであるが、仮に決まったとして、地裁委員の方々にも傍聴していただき、その後に反省会を行いたいと考えている。もう少しこういうようなやり方もあるという御意見があれば伺いたい。また、まるまる2日間でもあるので、大変であるが、委員の皆様には、時間の許す限り見ていただきたい。

- 行政委員をやっている方は、会社の経営者も多く、公務員のOBなど、時間的に余裕のある方もいるので、そういう方の中から裁判員役をやってもらったらどうか。
- 裁判員制度の広報活動は、国民に対し、制度を平たく説明し、地道にやっていくしかないと思う。
- ◎ 法曹三者の模擬裁判は、わかりやすさというものを追求していくものであるが、そのほかにも広報という観点から、一般県民の参加する模擬裁判もやっていかなければいけないと思っている。これらは、車の両輪のようなものと考えている。もとより、先程触れたように勉強会としての模擬裁判も広報として有用であるという面もある。戦略的に考えていくというのは、その中に今後、広報主体となってくれる人を入れていくという発想である。例えば、そういう方として、マスコミを入れる、そうすることでどんな記者が、どんな感想を持ったか伝えていくかもしれないと思っている。このような考え方や地裁委員の方々が検証役として入ることについて御意見をうかがいたい。
- 時間があればぜひ見たいが、継続的となると難しい。感想くらいは述べることができると思う。戦略的広報ということからは、経営者などに入ってもらってはひとつのアイデアである。最高裁か政府といった上の方からの依頼があって、やってみると大変だとか、意外におもしろいとか言ってもらえれば、口コミで広がると思う。単に経営者が入ったというだけではそこから口コミで広がっていくことにはならないと思う。
- ◎ 検事総長が中央の経団連に行き、その辺の要請をされているが、裁判所もそうしなければならぬと思っている。経営者側も協力しなければならぬのかなと思いつつもそれは中央に止まり、地方レベルまで下りてきていないのが実態である。他方で、九州の方では裁判所と検察庁と一緒に商工会議所に行ったところ、就業規則を改めてくれたという話もある。中央と地方からの両方から攻めていかなければいけないと思う。日本人の規範意識というものが相当鈍麻してきている中で、どのよ

うに子供達に規範意識を持たせるか、他人を思いやる気持ちや責任を持った行動が取れるか、それは法教育であると思う。小さいころから模擬裁判を体験させ、廊下を走ってはいけなというのが初めての認識で、中学、高校に行けば現実の裁判に近いものにする。そういう中で、責任を追及するということがどういうことなのか実感することになる。そういうことから、法教育は重要であるが、教育委員会の職員や学校の先生に裁判員役に入ってもらうことも大事だと思う。また、男女共同参画の関係者の方、連合婦人会の所属の方などアイデアをいただければ、法曹三者の模擬裁判に使いたいと思っている。

- 千葉市でも男女共同参画を推進していて、市と市民と事業者との協働と連携ということで、事業者の方に役割を知っていただくよう努めている。国の基本計画があって、千葉市の条例があって、事業者の方にそれらを知っていただくため、事業所の研修の際に出前講座ということで話をさせてもらいながら、周知していくということをしている。業務に直結していると思えないことを事業所のトップに理解してもらうことは難しいと感じているが、地道にやっていかなければいけないと思う。
- 一朝一夕に皆に納得して理解してもらうことは、非常に難しいと思う。やはり地道にやらなければいけない。職場であった直近の例を挙げると、男性が育児休暇を取得する制度があるが、希望した人は、人事の面で不利益を受けているし、それが当たり前である。忙しいことがわかっていて、取得すると言った瞬間に、その人の評価が決まってしまう。サラリーマンが休むということが害悪になっているという考え方を改めないと、裁判員として会社を休むということができないと思う。
- ◎ 検察審査会という制度があるが、検察審査員として呼ばれた人が当初どのように感じたかについては、裁判員と同じで、ほとんどの人が迷惑だというのが実態である。そこで検察審査会の事務局が、審査員の会社の上司などに説明をして理解していただき、全国平均で68パーセントの出頭率だったのが80パーセント近い出頭率になったということもある。会社員の方など裁判員になっていただく方の上司への説明も必要であるし、とにかくあらゆることをやってみたいという思いでいる。
- 地裁委員が模擬裁判を傍聴するということが、年3回の模擬裁判をすべて傍聴したい。
- ◎ 放送関係の委員の方で、参加してもいいという方はいらっしゃるか。
- 参加したい。
- ◎ 一般国民を体現する層にも入ってもらうことを考えてもいいかと思っている。また、若い層からは、学生などがいいのではと考えているがどうか。
- 戦略的広報という意味での模擬裁判と法曹三者の説明が分かりやすい模擬裁判とが同時にできるか疑問がある。戦略的広報ということでは、俳優などを裁判員役にすれば話題となり、テレビなどに映るかもしれないが、一方で、法曹三者のわかりやすい模擬裁判とは両立しないのではないかという心配もある。
- ◎ その点は、留意してやってまいりたい。当地裁委員会でも指摘があるが、法曹三者が裁判員制度の広報をバラバラにやっているのではないか、経費節減ということも当然であるが、一方向へ向いてもっと協力してやっていったほうがよいのではないかという指摘があった。裁判所の中だけで見ても、点による広報に止まっており、

いろいろなものが相互にはリンクされていない。もっと線あるいは面による広報を考えていかなければならないと考えている。裁判员制度推進千葉地方協議会というものがあるが、先般確認したところでは、千葉ではその存在すら忘れられていた。これを実質化して、分担して進めていこうという問題意識をお互い持とうとしているところである。また、千葉ならではのシンボルを作れないか考えているところである。長野では、県の鳥である雷鳥に法服を着させて雄、雌バージョンの携帯ストラップを作った。これは、お気軽に「来庁」してくださいというダジャレの意味も込めて作ったものであるが、意外と受けた。千葉でもシンボルを作って名刺などに印刷できればと考えている。次回、そういったことも御意見を伺いたい。また、先程の駐車場の話や介護施設など環境整備という観点から、千葉ではどのような特殊事情があるのか、実体調査とかそのやり方など議論いただきたい。

以 上